

薬局製剤製造業及び製造販売業 休止・廃止・再開届出に必要な書類等

1 廃止の場合

事後30日以内に下記を提出してください。

- ① 休止・廃止・再開届書（様式第8）
- ② 薬局製造販売医薬品製造業許可証
- ③ 薬局製造販売医薬品製造販売業許可証
- ④ 製造販売承認整理届
- ⑤ 医薬品製造販売承認書
- ⑥ 品目一覧表（承認を要する医薬品）

2 休止・再開の場合

事後30日以内に休止・廃止・再開届書（様式第8）を提出してください。